

独立行政法人国立病院機構中央特定認定再生医療等委員会設置規程

(目的)

第1条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号。以下「法」という。）の適用される再生医療等を推進するために、再生医療等安全性確保法に基づき、国立病院機構本部または国立病院機構内の病院に「独立行政法人国立病院機構中央特定認定再生医療等委員会」（以下「特定認定再生医療等委員会」という。）を設置する。

(厚生労働大臣の認定)

第2条 国立病院機構理事長（以下、理事長）は、特定認定再生医療等委員会が法第26条第4項に掲げる要件に適合していることについて、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

(組織)

第3条 特定認定再生医療等委員会は、再生医療等に関して識見を有する者等のうちから、理事長が指名するものをもって組織する。

(事務局)

第4条 理事長は、特定認定再生医療等委員会の運営に関する事務を行う者を選任するものとする。

(運営等)

第5条 特定認定再生医療等委員会の運営等については、理事長が別に定めるところにより行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年 3月 30日から施行する。